三重ボランティア基金助成にかかる講師謝金・旅費支払基準

　（１）謝金

①下記の表に基づき、支払うものとする。

②講義時間に、１時間未満の端数が生じた場合は、１５分単位で計算する。

③講義時間が１日４時間を超えた場合、超えた時間の謝金単価については本来の８０％で計算する。

④拘束時間の適用については、県外かつ移動時間が片道２時間以上の場合とし、講義謝金とは別に計算する。

⑤拘束時間報酬については、自宅または勤務先から所要時間に謝金単価の５０％を乗じた金額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　　　分 | 謝金単価（１H）：円 |
| 大学 | 教授 | 12,000 |
| 准教授 | 10,000 |
| 講師、助教 | 8,000 |
| 医療・福祉 | 医師 | 15,000 |
| 看護師、薬剤師理学療法士、作業療法士 | 8,000 |
| 社会福祉士、介護福祉士精神保健福祉士、介護支援専門員 | 8,000 |
| 法曹界等 | 弁護士、公認会計士 | 15,000 |
| 税理士、司法書士 | 10,000 |
| 民間団体・福祉施設等 | 団体・福祉施設の長、社協事務局長 | 5,000 |
| 施設職員、社協職員 | 3,000 |

（三重県社会福祉協議会講師謝金・旅費支払基準参照）

＜算出例＞

○基準２－（１）－②

　１時間２０分講義（教授）の場合

　　（12,000円×1時間）＋（12,000円×15分／60分）＝15,000円

○基準２－（１）－③

６時間講義（教授）の場合

　　（12,000円×4時間）＋（12,000円×0.8×2時間）＝67,200円

○基準２－（１）－⑤

東京【片道３時間】（教授）の場合

　　12,000円×0.5×6時間＝36,000円

（２）旅費　実費を計上のこと。

（３）宿泊費　上限10,700円